

昭和三十七年政令第三百二十九号

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項、第六条第三項及び附則第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（保管場所の要件）

第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条の政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- 一 当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離が、二キロメートル（法第十三条第二項の運送事業用自動車である自動車にあつては、国土交通大臣が運送事業（同条第一項の自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業をいう。）に関し土地の利用状況等を勘案して定める地域に当該自動車の使用の本拠の位置が在るときは、当該地域につき国土交通大臣が定める距離）を超えないものであること。
- 二 当該自動車が法令の規定により通行することとできないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入させ、かつ、その全体を収容することができるものであること。
- 三 当該自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

（保管場所の確保を証する書面等）

第二条 法第四条第一項の政令で定める書面は、自動車の保有者の申請により、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該申請に係る自動車のつき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

2 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該申請に係る自動車のつき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

（届出事項）

第三条 法第五条、第七条第一項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の政令で定める事項は、当該自動車に関する次に掲げるものとする。

- 一 車名
- 二 型式
- 三 車台番号
- 四 車体の長さ、幅及び高さ

（法第十一条第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等）

第四条 法第十一条第三項の政令で定める特別的用務は、次の各号に掲げる用務とする。

- 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第二項の規定による災害応急対策の実施
- 二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十三条第二項の規定による自衛隊の行動
- 三 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - 一 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
 - 二 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
 - 三 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
 - 四 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
 - 五 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
 - 六 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

2 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
一 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
二 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
三 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
四 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
五 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合
六 自動車が行くべき道路の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。
2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。
2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。
2 前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

別表第一(附則第二項関係)		島尻郡 豊見城村 大里村	
北海道	札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 苫小牧市 江別市		
青森県	青森市 弘前市 八戸市		
岩手県	盛岡市		
宮城県	仙台市 石巻市		
秋田県	秋田市		
山形県	山形市 鶴岡市 酒田市		
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 水戸市 日立市 土浦市 つくば市 ひたちなか市		
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 つくば市 ひたちなか市		
栃木県	宇都宮市 足利市 小山市		
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市		
埼玉県	川越市 熊谷市 川口市 浦和市 大宮市 所沢市 岩槻市 春日部市 狭山市 深谷市 上尾市 与野市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 富士見市 上福岡市 三郷市 千葉市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 野田市 佐倉市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市		
東京都	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 田無市 保谷市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市		
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 秦野市 厚木市 大和市 海老名市 座間市		
新潟県	新潟市 長岡市 上越市		
富山県	富山市 高岡市		
石川県	金沢市 小松市		
福井県	福井市		
山梨県	甲府市		
長野県	長野市 松本市 上田市 飯田市		
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 各務原市		
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 清水市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 藤枝市 名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 刈谷市 豊田市 安城市 小牧市 刈谷市 豊田市 安城市 小牧市 刈谷市		
三重県	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市		
滋賀県	大津市 彦根市 草津市		
京都府	京都市 宇治市 長岡京市		
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 大阪狭山市		
兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 加古川市 宝塚市 川西市		
奈良県	奈良市 大和高田市 橿原市 生駒市		
和歌山県	和歌山市		
鳥取県	鳥取市 米子市		
島根県	松江市		
岡山県	岡山市 倉敷市		
広島県	広島市 呉市 福山市 東広島市 下関市 宇部市 山口市 徳山市 防府市 岩国市		
山口県	下関市 宇部市 山口市 徳山市 防府市 岩国市		
徳島県	徳島市		
香川県	高松市		
愛媛県	松山市 今治市 新居浜市		
高知県	高知市		
福岡県	北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 佐賀市		
佐賀県	佐賀市		
長崎県	長崎市 佐世保市		
熊本県	熊本市 八代市		
大分県	大分市 別府市		
宮崎県	宮崎市 都城市 延岡市		
鹿児島県	鹿児島市		
沖縄県	那覇市 沖縄市		